

令和4年5月9日開催

第2回

遠軽町農業委員会総会議事録

遠軽町農業委員会

令和4年度 第2回遠軽町農業委員会総会議事録

1. 開催月日 令和4年5月9日(月)
 2. 開催時刻 開 刻 13時30分
 閉 刻 13時55分
 3. 開催場所 遠軽町議会議場
 4. 出席委員 11人

会 長	18番	新国	純一
会長職務代理者	17番	石丸	博雄
委員	1番	梶田	政實
委員	3番	菅井	誠
委員	6番	菅井	美徳
委員	7番	林	秀和
委員	8番	鈴木	和弘
委員	9番	岡田	一司
委員	10番	石山	幸一
委員	11番	大河原	正一
委員	12番	大村	明

5. 欠席委員 7人

委員	2番	佐藤	克哉
委員	4番	笹原	仁
委員	5番	西	美紀
委員	13番	須藤	智弘
委員	14番	西原	弘子
委員	15番	原田	喜一郎
委員	16番	早川	剛司

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

委員	3番	菅井	誠
委員	11番	大河原	正一

第2 会議書記の指名

農業委員会事務局 農地係長 原 吉生

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第3号 あっせん委員の指名について

議案第4号 現況証明願いについて

7. 出席農業委員会事務局職員

事務局 長	広瀬	淳次
農地・農業振興担当係長	原	吉生

8. 会議の概要

議長 ただ今から、本日招集された令和4年度第2回（R4.5.9）遠軽町農業委員会総会を開催いたします。

本日の委員出席人数は、委員総数18名中、出席委員11名であります。「農業委員会等に関する法律第27条第3項」に規定する出席人数は、過半数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名については「遠軽町農業委員会総会会議規則第13条第2項」の規定により、議長において指名することとなっておりますので、3番 菅井（誠）委員、11番 大河原委員の両名を指名します。

次に、総会議案の審議に先立ちまして、事務局長から諸般の報告をさせます。

（事務局長 諸般の報告）

◆ 諸般の報告

1. R4.4.6（水）13：30～
第1回農業委員会総会
2. R4.4.6（水）14：00～
農業者年金協議会総会
3. R4.4.7（木）13：30～
第101回オホーツク農業委員会連合会通常総会
紋別市 紋別セントラルホテル
新国会長、広瀬事務局長出席

◆ 今後の予定

1. R4.5.10（火）13：30～
令和3年度遠軽町農業推進協議会総会【役場本所3階大会議室】
新国会長、広瀬事務局長、石川主幹、原係長、菅原主事補出席予定
2. R4.5.19・20（木・金）
農業者年金業務新任職員研修会
札幌市
石川主幹、菅原主事補予定出席
3. R4.6.1（水）13：30～
令和4年度遠軽町農業担い手対策協議会総会【役場本所3階大会議室】
広瀬事務局長出席
4. R4.5.29・6.1（日～水）
令和4年度全国農業委員会会長大会
東京都
新国会長出席予定

5. R 4. 6. 6 (月) 13:30～
第3回農業委員会総会

議 長 　ただ今の諸般の報告につきまして、質疑ありませんか。
　　　　　(質疑なしの声)

議 長 　質疑がないようでありますから、本日の総会議案の審議に入ります。
　　なお、本日審議される案件の中に、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件があります。
　　議事進行の都合上、休憩をとる場面がありますので、あらかじめご了承をお願いします。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。
　　議案書をご覧ください。

　　整理番号1につきましては、所有権移転でございます。

　　整理番号1・所在「●●●」・地番「●●」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積(㎡)「1,381」・譲渡人「●● ●●」・労働力(人)「0」・経営面積(㎡)「畑 0」・申請理由「対象地を譲渡する」・譲受人「●● ●●」・労働力(人)「4」・経営面積(㎡)「畑 955,677」・申請理由「経営規模拡大のため」

　　　　　(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 　以上の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

　　以上で説明を終わります。

議 長 　これより、議案第1号「整理番号1」についての質疑を行います。
　　質疑ありませんか。
　　　　　(質疑なしの声)

議 長 　質疑がないようでありますから、採決を行います。
　　本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
　　　　　(異議なしの声)

議 長 　異議なしと認めます。
　　従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

　　次に議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」4件を議題とします。

　　事務局から、議案を説明させます。

　　　　　(事務局 議案朗読説明)

事務局 　議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を説明いたします。
　　議案書をご覧ください。

整理番号7から整理番号8につきましては、賃貸借でございます。

整理番号1、所在「●●●」・地番「●●外2筆」・地目「公簿一・畑、現況は全て畑」・面積（㎡）「3筆合計27,957」・貸主「●●●●」・借主「●●●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R4.5.16」・終期「R13.3.31」・期間「8年10ヶ月」・金額（円）「10a当り4,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、新たに賃貸借を設定するものでございます。

整理番号8、所在「●●●」・地番「●●外17筆」・地目「公簿一及び畑、山林、雑種地現況は全て畑」・面積（㎡）「18筆合計,237,293」・貸主「●●●●」・借主「●●●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R4.5.16」・終期「R14.5.15」・期間「10年」・金額（円）「年450,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、賃貸借の設定をしておりましたが、期間満了のため新たに賃貸借を設定するものでございます。

整理番号9につきましては所有権移転でございます。所在「●●●・●●●・●●●」・地番「●●外9筆」・地目「公簿一畑・現況は全て畑」・面積（㎡）「10筆合計118,616」・譲渡人「●●●●」・譲請人「●●●●」・利用権の種類「売買」・法律関係「売買」・移転時期「R4.5.16」・支払期限「R4.10.31」・金額（円）「年8,300,000」・支払方法「指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、先日の第1回総会であっせんの申し出のありました農地について、あっせん委員が譲渡人・譲受人と協議を行った結果、売買が成立した件でございます。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第2号「整理番号7と8」についての質疑を行います。 「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。

「●番 ●●委員」の退席を求めます。
暫時休憩いたします。(13:45～13:45)

議 長 再開します。
これより、議案第4号「整理番号7」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
次に、議案第2号「整理番号8」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第4号「整理番号7と8」についての審議が終了しましたので、
「●番 ●●委員」を入室させます。
暫時休憩いたします。(13:47～13:47)

議 長 再開します。
●●委員に申し上げます。
議案第2号「整理番号7・8」については、原案のとおり決定されましたので、その旨報告します。

議 長 これより、議案第2号「整理番号9」についての質疑を行います。
「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、
関係する委員の退席を求めて審議を行います。
「●番 ●●委員」の退席を求めます。
暫時休憩いたします。(13:48～13:48)

議 長 再開します。
これより、議案第2号「整理番号9」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号「あっせん委員の指名について」を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第3号「あっせん委員の指名について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。
その1

1 あっせん申出人
紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●

2 あっせん申出の土地
所在「遠軽町 ● ● ● ・ ● ● ● 」 ・ 地番「 ● ● 外 1 3 筆 」 ・ 地目
「 公簿及び現況は畑 」 ・ 面積 (㎡) 「 2 7 8 , 5 6 9 」

3 あっせん申出の内容
売買
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

その2

1 あっせん申出人
紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●

2 あっせん申出の土地
所在「遠軽町 ● ● ● 」 ・ 地番「 ● ● 外 3 4 筆 」 ・ 地目「公簿及
び現況は畑」 ・ 面積 (㎡) 「 3 6 4 , 2 4 4 」

3 あっせん申出の内容
売買
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第3号その1についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 続きまして、議案第3号その2についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 それでは、あっせん委員の指名については、従前から議長が指名して
おりますので、本案についても、議長が指名することにご異議ありま
せんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
それでは、あっせん委員については、9番 岡田委員、10番 石山
委員を指名します。

各委員は、よろしくお願ひします。

議 長 次に、議案第4号「現況証明願ひについて」の7件を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第4号「現況証明願ひについて」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

整理番号1、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・
現況一農地採草放牧地以外」・面積(㎡)「2,682」・申請者「遠軽
町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「14番西原委
員、1番梶田委員、8番鈴木委員」

(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、農業振興地域例外地であり、現況は雑種地とな
っているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、14番西原委員、1番梶田委員、8
番鈴木委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登
記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

(補足説明なしの声)

事務局 整理番号2、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・

現況「農地採草放牧地以外」・面積（㎡）「297」・申請者「網走市●●●●●●」・理由「地目変更登記」・調査員「8番鈴木委員、6番菅井（美）委員、10番石山委員」
（議案より地番、面積等詳細を説明）

事務局 この件につきましては、農業振興地域例外地であり、都市計画区域内の準工業地域内にある土地で現況が宅地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。
なお、現地の確認につきましては、8番鈴木委員、6番菅井（美）委員、10番石山委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。
他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。
（補足説明なしの声）

事務局 整理番号3、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況「農地採草放牧地以外」・面積（㎡）「460」・申請者「遠軽町●●●●●●」・理由「地目変更登記」・調査員「8番鈴木委員、6番菅井（美）委員、10番石山委員」
（議案より地番、面積等詳細を説明）

事務局 この件につきましては、農業振興地域例外地であり、都市計画区域内の準工業地域内にある土地で現況が宅地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。
なお、現地の確認につきましては、8番鈴木委員、6番菅井（美）委員、10番石山委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。
他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。
（補足説明なしの声）

事務局 整理番号4、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況「農地採草放牧地以外」・面積（㎡）「505」・申請者「遠軽町●●●●●●」・理由「地目変更登記」・調査員「8番鈴木委員、6番菅井（美）委員、10番石山委員」
（議案より地番、面積等詳細を説明）

事務局 この件につきましては、農業振興地域例外地であり、現況が宅地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。
なお、現地の確認につきましては、8番鈴木委員、6番菅井（美）委員、10番石山委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。
他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。
（補足説明なしの声）

事務局 整理番号5、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況「農地採草放牧地以外」・面積（㎡）「340」・申請者「遠軽町●●●●●●」・理由「地目変更登記」・調査員「6番菅井（美）委

員、8番鈴木委員、10番石山委員」
(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、農業振興地域例外地であり、都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域内にある土地で現況が宅地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。
なお、現地の確認につきましては、6番菅井(美)委員、8番鈴木委員、10番石山委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。
他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。
(補足説明なしの声)

事務局 整理番号6、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積(m²)「153」・申請者「遠軽町●●●●●●●●」・理由「地目変更登記」・調査員「10番石山委員、8番鈴木委員、6番菅井(美)委員」
(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、農業振興地域例外地であり、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域内にある土地で現況が宅地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。
なお、現地の確認につきましては、10番石山委員、8番鈴木委員、6番菅井(美)委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。
他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。
(補足説明なしの声)

事務局 整理番号7、所在「遠軽町●●●、●●●」・地番「●●外4筆」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積(m²)「5筆合計7,617」・申請者「遠軽町●●●●●●●●」・理由「地目変更登記」・調査員「4番笹原委員、5番西委員、10番石山委員」
(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、農業振興地域例外地であり、都市計画区域内の準工業地域内にある土地で現況が原野となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。
なお、現地の確認につきましては、4番笹原委員、5番西委員、10番石山委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。
他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。
(補足説明なしの声)

以上で、本日提案しました全ての案件の審議が終了しました。
これもちまして、令和4年度第2回農業委員会総会を閉会します。